

地域復興実用化開発等促進事業費補助金指令前着手規程

地域復興実用化開発等促進事業費補助金（以下、「本補助金」という。）交付要綱第5条5項に定める指令前着手については、この規程に定めるところにより適正に実施運営するものとする。

1 指令前着手について

(1) 事業の着手は、原則として本補助金の交付決定（以下、「指令」という。）に基づき行うものとする。

(2) 事業実施主体の長は、やむを得ない理由により本補助金の交付決定前に事業に着手する必要がある場合には、次の5つの条件を承諾のうえ、本補助金交付申請日以降に指令前着手申請書（別紙1）を知事に提出し、知事の承認を得るものとする。

ア 指令前着手申請が承認された場合であっても、本補助金の交付決定を約束するものではないこと。

イ 諸般の事情から本補助金が交付されないことになっても異議を申し出ないこと。

ウ 指令前に災害を受けた場合は全額自己負担で復旧すること。

エ 指令時、補助対象経費の一部が査定される場合があること。

オ 指令前着手申請の承認前に着手した案件については、いかなる理由があろうとも補助対象経費として認められないこと。

附則

この規程は、平成29年4月1日より施行する。

附則

この規程は、平成29年6月9日より施行する。

附則

この規程は、平成31年2月8日より施行する。